日本IT書紀

168 政策提言

09 玉鋺篇 巻之二十三 纏綿

佃均



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳しい内容はhttps://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja でご確認ください。

第百六十八

政策提言

_

そらく初めてのものだった。単一のテーマに限定した提もNIS報告書は、情報化にかかわる政策提言として、お

ていたという点で、その慧眼に感嘆するほかない。羅した総合政策を提言であり、かつ向こう二十年を見通しトワークといった情報産業全体にかかわるファクターを網のでなく、コンピュータ、情報処理、ソフトウェア、ネッ

ていこ。あと、政策提言を行っていた。提言は以下の十項目で成っあと、政策提言を行っていた。提言は以下の十項目で成っ、報告書はNISの基本的な考え方とその必要性を訴えた

①標準化の促進

すめるべきである。 つぎのような基本的思想の下に各種の標準化を早急にす

がその標準を使用する経済効果が一段と高まり、標準使用官公庁に対して標準使用を義務づけることにより、民間

避けるべきである。への選択機会を閉すべきでなく、民間に対する法的強制はへの大きな誘導効果が生まれようが、他面、民間の多様性

②通信回線利用の自由化

概念区分の下に、早急に通信回線利用の自由化を行なうべなりつつあることにかんがみて、情報処理と通信の明確な現在の通信線利用の制限が、NIS発展の最大の障害と

③ソフトウェアの価値の確立と流通促進

きである。

法的に保護する措置をとるべきである。については、無償転々流通の危険からプログラム保有者を政府によるプログラムの登録制度を設け、登録プログラムソフトウェアの価値を確立し、その流通を促進するため、

④政府データの民間への提供

加工まで行なったうえでの提供も含めることが必要である。たとえば、統計の特定、ディジタルによる集計など、一次行なうべきである。この場合に、民間から需要に応じて、政府データについて、原則として有償で、民間への提供を政府統計、特許情報、科学技術情報、海外経済情報など

列、文字コードといったところから手が付けられ、次にデこのうち情報処理技術の標準化についてはキーボード配

ーフェースなどに広がっていった。
ータ・フォーマット、外部記憶装置やプリンターのインタ

本体の標準化はメーカーの戦略が障壁となって遅々として中核(最小公倍数)方式に転換した。しかしコンピュータ公約数)方式が取られたが、そのうち共通部分を抽出する標準化の手法は当初は在来の規格を包含する外枠(最大

・..。 ただし「標準化が全良である」とするのは偏った見方だ 進まなかった。

標準化と競争原理はある部分で二律背反の関係にある。ーカーは競争原理の中で技術開発に専念することができた。ウェア技術が開発され、新しい市場が広がったのだし、メ標準化が困難だったからこそ、それを乗り越えるソフト

がデファクト・スタンダードとなった。 にソースコードを公開したゼロックス社の通信プロトコル半ば、実現したのは八○年代後半だったが、それよりも先生は、実現したのは八○年代後半だったが、それよりも先妻機種間通信を実現するためのOSI(Open System In

すなわちTCP/IP(Transmission Control Protocol/Internet Protocol)である。

一九八〇年代に大きな政策課題となった。その問題にソフまたソフトウェアの登録制度とプログラムの権利保護は

を投入したのは石原寿夫である。 トウェア流通促進センター所長として晩年の時間と全精力

すべてをカバーした「知的財産権」という新しい概念に立――著作権でも特許権でも意匠権でもない、そういった石原はコンピュータ・プログラムの特性に鑑み、

と説いた。この主張は二十一世紀の現在においてさえ有

脚した法制度が必要である。

効であろう。

⑤情報サービス業における国および外資の役割の政策提言の続き。

位置づけ

資法により、当分の間原則として抑制し、 でスの経済採算が可能となった時点では民間移管を行なう によい分野においてのみ行ない、また当該サー 業がになうべきであり、政府の情報処理サービスは経済採業がになうべきであり、政府の情報処理サービスは経済採業がにならべきであり、政府の情報処理サービスは経済採業がになら、当分の間原則として抑制し、

(a) 国内の情報処理サービス需要喚起のための効果

(b) 国内の情報処理サービス業の技術向上のための効

限定条件の下に外資進出を認めることとすべきである。というインセンティブ効果が期待されるものについての

⑥情報処理サービス業の規制と助成

情報処理サービス業の準公益的性格と、すべての情報処理サービス業を民間に開放することにかんがみて、ユーザーの事業者選択に待つような制度をとるべきである。ユーザーの事業者選択に待つような制度をとるべきである。エーザーの事業者選択に待つような制度をとるべきである。立一ザーの事業者選択に待つような制度をとるべきである。である。

⑦コミュニケーション・ギャップの解消

である。

「日米の通信利用における格差(コミュニケーション・ギー米の通信利用における格差(コミュニケーション・ギー米の通信利用における格差(コミュニケーション・ギー

⑧技術開発の促進

開発に対して、補助金による助成を行なうべきである。トとして進めるほか、民間の先導的なアプリケーションのハードウェア、ソフトフェアの開発を政府のプロジェク

⑨技術者教育の促進

技術試験制度の新設等を図るべきである。の向上のために、学校教育の改善、専門養成機関の設置

システムエンジニアの量の確保およびプログラマーの質

NISという観点から上記の広範囲の施設について、政⑩政府施策推進体制の強化

間の施策の調整、全体としての情報処理施策の重点推進を「情報処理閣僚会議」を設け、最高方針の決定、関係各省としてこれを強力に推進するため、内閣に関係閣僚による府全体としての統一施策を確立し、また政府の最重点施策

=

図るべきである。

せよ、というだけの主張ではなかった。情報通信インフラの整備を目的に通信回線の利用を自由化こうの、というようなレベルではなかった。あるいはまた、いや、これはたいへんな内容であった。MISがどうの

ゆゆしき問題提起であった。

ために「情報処理閣僚会議」を設けよ、というのである。国に対して、総合施策の立案と推進を求めていた。その

部会委員は思わずうなったに違いない。

日本情報処理開発センターから提出された報告書についてた。前年の十二月十七日に開かれた産構審情報産業部会は、六九年は年明けから「NIS」が大きな話題となってい

検討を行った結果、

あったといわれる。ことを決めた。岡田完二郎部会長(富士通社長)の判断でことを決めた。岡田完二郎部会長(富士通社長)の判断でとして即断を避け、政策小委員会に送って集中審議する「情報産業政策の根幹にかかわる課題である」

コメントを求められた通産省は、

長していくという考え方を取るべきであろう。し得る可能性を論じるというより、ニーズにしたがって成―――NISの考え方は重要だが、このような機能が存在

彼らは戸惑っていた。と述べ、方向性を明快に示すことができなかった。

法人以上が専用回線を利用する場合は「業務上緊密な関係」き一法人であることを第五十七条で定め、民間において二公衆電気通信法では、専用回線の利用契約は一契約につことは通信回線の自由化をめぐる動きにかかわっていた。

約を結んだ専用回線を他者の通信に供することを禁じてい約を結んだ専用回線を他者の通信に供することを禁じていが認められる場合に限っていた。また第六十四条で利用契

設置して、制度改正の検討を進めつつあった。月に「電気通信監理官室」「電気通信制度総合調整室」を認めるべきであるという声が高まった。郵政省は六八年七ところが産業界から、条件付きで専用回線の共同利用を

どが俎上にあがると見られていた。回線をダイレクトにコンピュータに接続することの可否な電話回線を使ったデータ送信の取扱い、電話交換局を経ず最大の焦点はむろん専用回線の共同利用だったが、加入

産業の育成・振興のことしか眼中になかった。に追われていた。また、当時の通産省は国産コンピュータ月現在、貿易振興局輸出保険課長の職にあって自由化問題いずれ電子工業課の課長となる平松守彦は一九六八年十この時点で、通産省はかかわりを持つことが少なかった。

ビスの領域にとどまっていた。 通信回線の利用に関する自由化、つまりオンライン・サーは夢物語と捉えていた。郵政官僚の視野に入っていたのはったばかりで、コンピュータと通信回線の融合ということ次世代通信網すなわち高速デジタル回線の実用化実験に入次世代通信網すなわち高速デジタル回線の実用化実験に入

政策小委員会の報告を受けて策定したもので、その内容とめた「情報処理施策の基本方向」がきっかけとなった。のは、おそらく六九年二月十日に産構審情報産業部会がま通産省が通信回線の自由化問題に関心を示すようになる

一、施策の基本方向

は、

②情報産業の発展(①情報ネットワークの形成)

②民間における情報ネットワー①経営情報システム

政府と民間の果すべき役割

③大規模なナショナルプロジェクト

三、政府施策の基本方向

①教育の拡充

②標準化の促進

③通信回線利用の促進

④情報産業の育成

⑤行政での情報システムの高度化

⑦政府データ提供の拡充⑥ナショナルプロジェクトに関するシステム開発

⑧技術開発の促進

⑨ソフトウェア価値の確立

⑪各種法制の整備

というものだった。明らかに六八年十一月に示されたI

情報処理について」と題した談話を発表した。通信回線の次いで二月二十四日、河本敏夫郵政大臣は「オンラインNS報告書の内容に沿っていた。

自由化に関する、郵政省の事実上の公式見解であった。

大きな影響をもつものと考えられる。
、コンピュータによる情報管理は急速な進展を示して、コンピュータによる情報処理が情報管理の分野で大きな発展をとげようとしている。今後ともオンライン情報処理が情報管理の分野で大きな発展をとげようとしている。今後ともオンラインを発展をとげようとしている。

術の向上をはかり、国民の要望にこたえるべきであて電電公社が率先してその技術開発を推進し、利用技展をはかる必要があると考え、国内公衆電気通信に展をはかる必要があると考え、国内公衆電気通信に、郵政省としてはオンライン情報処理技術の早急な発

ってきたところである。
ると考え電電公社にこの線にそって、努力してもら

では、一方わが国オンライン情報処理業務の健全な発展を かる必要があると考えてきたところである。 の需要に弾力的に応じうる体制を整えることを を積の需要に弾力的に応じうる体制を整えることを で、これらの問題を総合的根本的に検討し関係法制制度の確立をは で、これらの問題を終るので、これらの問題を総合的根本的に検討し関係法制制度の確立をは で、これらの問題を終えることを がる必要があると考えてきたところである。

経済全般に影響するところが大きいので積極的にオンライン情報処理業務の発展に貢献する観点から広く学識経験者等各界の意見を聞く必要があると考えていたが、さいわいこのため企図していた郵政審議会の開催の経費も予算案に計上されることになったのでできるだけはやくその成果が得られるよう努力したい。

は次のようなものである。 、法制的な問題として現在、検討を進めている主な点

ータとが結合することにより現在の電気通信制度の気通信制度の改善の方向=電気通信回線とコンピュ①オンライン情報処理の発展動向とこれに関連する電

気通信制度のあり方について総合的根本的検討を必基本にふれる重要な問題が生じているので今後の電

要とする

②オンライン情報処理業務の提供主体の問題=オンラのオンライン情報処理技術の開発については米国に比べてなおかなりの格差がある。一方、外資もこの分野におおかなりの格差がある。一方、外資もこの分野におおかなりの技術およびその通信網を活用する業務の提供でその技術およびその通信網を活用する業務の提供主体の問題=オンラのオンライン情報処理業務の提供主体の問題=オンラのオンライン情報処理業務の提供主体の問題=オンラのオンライン情報処理業務の提供主体の問題=オンラのオンライン情報処理業務の提供主体の問題=オンラのオンライン情報処理業務の提供主体の問題=オンラの表が必要がある。

しかし前に述べたとおり民間にこの業務を行なわればならない。

た任意にとり出される情報のプライバシーの保護により通信回線を介してコンピュータに蓄積され、ま③プライバシー保護の問題=オンライン化することに

する立法的技術的措置を研究する必要がある。 密保護よりも深刻な面もあると考えられ、これに対 の多量性、質的重要性等の面で在来の電信電話の秘 ついて特殊な考慮を必要とするとともに、その情報

オンライン情報処理にともなう問題は前に述べたよ

答申をいただくなり暫定措置を講ずるなりに早急な ない問題もあるので、そうした問題については中間 に関する制度の緩和など早急に解決しなければなら と思うが、これらの問題の中には専用線の共同利用 うに郵政審議会の答申をまって措置することとなる 解決をはかりたい。

現在に残る資料によると、第一回目の会合には

券の奥村綱雄が同協会理事長の稲葉秀三に働きかけたもの

だった。

·石本幹郎(通産省重工業局電子政策課長補佐

伊藤憲太郎

・大野達男 (野村総合理事会理事) (日産自動車機械計算部長 /野村電子計算センタ

-副社長

金岡幸二 (インテック社長)

・唐津 (松下通信工業取締役)

河端照孝 (コンピュータ・エージ社社長)

中江順一 (数理計画専務

西海靖司 (慶應義塾大学講師

野垣内章 (近鉄エクスプレス取締役)

・本間啓四郎(中央コンピュータ取締役)

・山中 柳井朗人(電通 (日通総合研究所常務 情報システム部長

· 西岡浩治 (協会事務局次長

なのだが、これについては稿を改めて書く。 DHPS (Denden Information Prossessing System) 6 こと また技術開発というのは、日本電信電話公社が推進した といった錚々たる顔ぶれが委員に列している。

とだった。 報開発協会の中に発足した「通信回線利用対策委員会」で 政策提言の検討会というのは、六九年四月、 アメリカを視察しMISの必要性を提唱した野村證 日本経営情

で政策提言が検討され、技術開発が進められつつあったこ

救いだったのは政府施策と直接のかかわりをもたない形

たテーマは、やや後方に押しやられてしまう。

機種間接続技術の標準化やソフトウェアの権利保護といっ なっていくのだが、INS報告書がもう一方で指摘した異

こうして通信回線の利用自由化問題が大きな政策課題と

補 注 5

基準および、 政府による必要最小限度の遵守基準 情報処理サービス業安全対策実施事業所認定制度を 情報処理システム安全対策

する信用保証制度として実現した。 国による信用保証制度 人情報処理振興協会(のち情報処理推進機構、 この提言は一九七〇年に発足した特殊法 IPA)を窓口と

積み立てを認め、非課税とする制度で、これによりソフトウェア ェア・パッケージ製品の販売に伴う収入の一部を五年間に限って 税制上の優遇制度 **産業の資金需要の一部を補填し経営基盤を強化するねらいがあっ** プログラム準備金として実現した。ソフトウ

庁長官を歴任した。

話データ通信本部が運用したDEMOS、 遠隔情報処理 た業務アプリケーションを利用させる情報処理方式。日本電信電 TSSモードでコンピュータ・センターに用意し DRESSとして実現

を目指した「ソフトウェア・モジュール研究開発」プロジェクト コンピュータ開発プロジェクトおよび、ソフトウェア業の高度化 ータ・メーカー六社を三グループに編成してスタートした次世代 先例があったが、ここでは一九七○年代に始まった国産コンピュ 国によるプロジェクト 戸谷深造が創始した大型プロジェクトの

先導的アプリケーション開発への補助金 「特定プログラム委託開発事業」 (特プロ) として制度化された。 IPAを窓口とする

試験を具体化する前提となる教育カリキュラムの策定や各資格に

情報処理技術者試験制度として制度化された。

司

技術試験制度

必要な技術レベルの評価に山本欣子が尽力した。

まれ一九三六年日本大学法文学部を出て義兄が経営する海運会社 九年の総選挙で衆院議員となった。当初改進党に属し民主党を経 に入った。三七年社名を「三光汽船」に変更して社長となり、四 大平内閣で党政調会長、 七四年三木内閣で通産相、福田内閣では党政調会長から通産相、 て自由民主党三木派に属した。六八年第二次佐藤内閣で郵政相、 河本敏夫 こうもと・としお/1911~2001。 中曽根内閣で経済企画庁長官、 兵庫県に生

が、八五年三光汽船の倒産で財務的裏づけを失って派閥維持が困 閥を譲った。 難となり海部俊樹 占め疑惑が野党から指摘されたのを機に三光汽船社長を辞任した たこともある平和主義者で、 一%枠撤廃に反対した。七四年通産相のときジャパンライン株買 旧制姫路高校の学生だった二九年に反戦演説をして退学になっ (かいふ・としき/1931~2022) に派 中曽根内閣が示した防衛費GNP

初から一貫して委員としてかかわった。 わったが、稲葉秀三、大野達男、 十年に及ぶ活動に幕を下ろした。ときどきによって委員が入れ替 を展開したのち、七二年に「オンライン推進委員会」と改称、 通信回線利用対策委員会 六九年に発足し、第一次回線開放運動 一年に「汎ネットワーク推進委員会」と名称を改めて八九年に二 『汎ネットワーク推進委員会 20 年小史』(一九 野垣内章、 柳井朗人の四人は最

現在に残る資料 日本情報処理開発協会)。

日本IT書紀 168 政策提言

著 者: 佃均

発行者: (特非) オープンソースソフトウェア協会

http://www.ossaj.org/

info@ossaj.org

発行日: 2023年4月10日

本作品は2004年-2005年ナレイ出版局より刊行された 「日本 IT書紀」全5分冊を底本とし、原著者が一部改定を加えたものを複数の電子書籍 に再構成して CC-BY-NC-ND ライセンスにより公開します。



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳しい内容はhttps://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja でご確認ください。